平成 25 年 10 月 10 日

各　位

委託会社名　　日興アセットマネジメント株式会社
代表者名　　代表取締役　　村上雅彦
問い合せ先　　ETF センター　今井幸英
（TEL.　03－6447－6581）

ＥＴＦの約款変更のお知らせ

ＥＴＦに係る約款変更について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．銘柄名（コード）	上場インデックスファンド海外債券(Citigroup WGBI)毎月分配型（1677）
２．変更内容およびその理由	「上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型」について、投資家の利便性を高めるため、当該投資信託の取得申込および一部解約に関して、約款に定める最低の申込単位を引き下げるべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。
３．約款変更実施日	平成 25 年 10 月 11 日

以　上

（別　紙）

追加型証券投資信託　上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型　約款　第12条　第39条

約　款　の　新　旧　対　照　表

新	旧
（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第12条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第６条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。 ②～⑥（略）	（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第12条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第６条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。 ②～⑥（同　左）

約　款　の　新　旧　対　照　表

新	旧
（一部解約） 第39条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、1,000口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧（略）	（一部解約） 第39条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、１万口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧（同　左）